

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和 7 年 6 月）

北千葉広域水道企業団では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、「北千葉広域水道企業団特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、法第 21 条の規定に基づき、北千葉広域水道企業団における女性の活躍状況を公表いたします。

1 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（法第 19 条第 6 項）

（１） 管理的地位（課長級以上の職員）に占める女性割合

	目 標 (R7 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度
管理職割合	20%	7%	13%	16%

（２） 取組内容

女性職員がキャリア形成へのイメージ・意欲を持つことができ、マネジメント能力の向上等に資する学習機会（多様な業務機会の付与、能力・意欲向上のための研修）を講じた。

令和 6 年度

- ・ 課長研修
- ・ 課長補佐研修

2 女性の職業選択に資する情報の公表（法第 21 条）

（１） 職業生活における機会の提供に関する実績（法第 21 条第 1 号）

① 採用した職員に占める女性職員の割合

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般職員	14%	25%	25%
会計年度任用職員	100%	89%	89%

② 職員に占める女性職員の割合

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般職員	16%	18%	19%
会計年度任用職員	100%	89%	89%

③ 各役職段階に占める女性職員の割合

役職段階	役職名	R4 年度	R5 年度	R6 年度
部局長級	部長・理事・次長 参事・技監	0%	0%	0%
課長級	副参事・副技監・主幹	8%	15%	20%
課長補佐級	副主幹	29%	25%	9%
係長級	主査	11%	7%	10%

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績（法第 21 条第 2 号）

① 平均勤続勤務年数の男女の差異

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
女性	12.3 年	12.4 年	13.1 年
男性	16.6 年	17.4 年	18.4 年
差 (女性－男性)	△4.3 年	△5.0 年	△5.3 年

② 男女別の育児休業取得率及び平均取得日数

		R4 年度	R5 年度	R6 年度
女性	取得率	－%	100%	－%
	平均取得期間	一日	388 日	一日
男性	取得率	0%	100%	100%
	平均取得期間	0 日	183 日	330 日

③ 男性の配偶者出産に伴う育児参加休暇の取得率・平均取得日数

		R4 年度	R5 年度	R6 年度
育児参加 休暇	取得率	100%	100%	100%
	平均取得期間	5 日	1 日	7 日

④ 超過勤務の状況

i) 職員の一月当たりの平均超過勤務時間

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般職員	7.7 時間	7.6 時間	9.2 時間
会計年度任用職員	0 時間	2.9 時間	1.3 時間

ii) 上限を超えて勤務した職員数

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般職員	7 人	2 人	6 人
会計年度任用職員	0 人	0 人	0 人